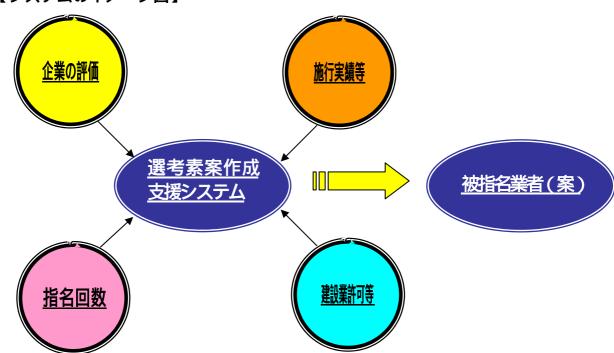
工事等の指名業者選考(さっぽろ方式)について

市民のみなさんが普段利用している道路、上下水道、公園または学校などの公共施設を新しく造ったり、直したりするための工事を発注するときは、札幌市では、**政令指定都市で唯一、**コンピュータシステムを使い、業者を選考しています。

(選考の仕方)

あらかじめ、工事を施行するうえで必要な技術力、施行実績及び許可等の条件を満たす業者の中から、<u>コンピュータシステム(正式名称:選考素案作成支援システム)</u>が自動的に選考し、入札を行って工事を施行する業者を決定しています。

【システムのイメージ図】



企業の評価とは・・

経営事項審査の結果や札幌市の発注工事の成績等を評価します。

施行実績等とは・・

各社から申請された過去の施行実績を評価します。

指名回数とは・・

指名競争入札において、各業者間の被指名回数(指名を受けた回数)が均等になるように、システム内で各業者の指名回数を管理しています。

建設業許可等とは・・

工事の施行に必要な建設業許可等及び技術者の保有状況等を確認します。

【お問合せ先:財政局管財部契約管理課工事契約係 211-2442】